

文教厚生委員会 会議録

日 時 令和7年12月11日（木）

午前10時開会、午後0時28分閉会

場 所 第2委員会室

1 開 会

2 委員長挨拶

3 協議事項

（1）付託された議案の審査

- ①議案第87号 土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- ②議案第93号 令和7年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）
- ③議案第94号 令和7年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）
- ④議案第95号 令和7年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第2回）
- ⑤議案第100号 土浦市社会福祉センターの指定管理者の指定について
- ⑥議案第101号 土浦市新治総合福祉センターの指定管理者の指定について
- ⑦議案第102号 土浦市障害者自立支援センターの指定管理者の指定について
- ⑧議案第103号 土浦市老人福祉センター「湖畔荘」の指定管理者の指定について
- ⑨議案第104号 土浦市老人福祉センター「うらら」の指定管理者の指定について
- ⑩議案第105号 土浦市ふれあいセンター「ながみね」の指定管理者の指定について
- ⑪議案第106号 土浦市荒川沖東部地区学習等供用施設の指定管理者の指定について
- ⑫議案第107号 土浦市荒川沖西部地区学習等供用施設の指定管理者の指定について
- ⑬議案第113号 債権の放棄について
- ⑭議案第115号 債権の放棄について

（2）請願・陳情によらない意見書の提出について

- ①医療機関の経営強化を踏まえた診療報酬改定等を求める意見書
- ②介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める意見書

（3）各種委員会委員等の選出について

- ①TX土浦延伸調査特別委員会委員（選出すべき人数 2名）

（4）その他

- ①福祉バス利用者負担金の見直しについて

4 閉 会

出席委員（８名）

委員長	田中	義法
副委員長	矢口	勝雄
委員	吉田	千鶴子
委員	鈴木	一彦
委員	勝田	達也
委員	福田	勝夫
委員	平岡	房子
委員	根本	法子

欠席委員（なし）

説明のため出席した者（２３名）

保健福祉部長	水田	和広
社会福祉課長	川村	明弘
障害福祉課長	白田	博規
高齢福祉課長	中山	悟
国保年金課長	武井	衛
健康増進課長	佐藤	千加子
こども未来部長	真家	達成
こども政策課長	細野	賢司
こども包括支援課長	直井	洋明
保育課長	塚本	富美代
教育長	入野	浩美
教育部長	加藤	史子
参事	中島	健一郎
教育総務課長	山口	晃一
学務課長	塚本	耕司
学校給食センター所長	渡辺	直子
生涯学習課長	矢内	良則

図書館長	武藤 修美
文化振興課長	佐賀 憲一
博物館副館長	関口 満
上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長	比毛 君男
スポーツ振興課長	日高 寿志
指導課長	郡司 茂樹

事務局職員出席者

主 幹 高橋 陽平

傍聴者（なし）

○田中委員長 ただ今から文教厚生委員会を開会いたします。本日の委員会においては、体調管理のために委員会室内での水分補給を許可いたします。本日は当文教厚生委員会へ付託されました議案が14件、請願、陳情によらない意見書の提出についてが2件、各種委員会委員等の選出についてが1件、その他が1件ございます。委員の皆様をお願いします。審査の中で委員長報告の中に意見として入れたい事項がありましたら、発言をする時に意見として入れたい旨を言ってください。それでは、協議事項（1）付託された議案の審査に入ります。サイドブックスは、本会議、令和7年、第4回定例会、事前配付資料、議案第48号から116号を御準備ください。はじめに、議案第87号土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いいたします。

○塚本保育課長 資料は11ページをお願いいたします。議案第87号土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について御説明させていただきます。12ページをお願いいたします。今回の改正は、国において児童福祉法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い関連条例の改正を行うものでございます。改正の主な内容ですが、2点ございます。まず、1点目、第1条関係になりますが、土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、児童福祉法の改正により利用開始時の健康診断の代替措置として認められるものに、これまでの児童相談所等での健康診断に加え、乳幼児に対する健康診査を

追加するものでございます。２点目につきましては、第１条、第２条及び第３条関係になりますが、土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例のほか、土浦市特定教育保育施設及び特定地域保育事業の運営に関する基準を定める条例、土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び土浦市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の４条例について、いずれも引用している児童福祉法第３３条の１０に第２項が追加されたことに伴い必要な条文整理を行うものでございます。そのほか文言の修正となります。施行日につきましては、公布の日から施行となります。

○田中委員長 御質問等ございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 ないようであれば、採決をしたいと思います。議案第８７号は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第８７号土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第９３号令和７年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第３回）を議題といたします。執行部より説明をお願いいたします。

○武井国保年金課長 議案書の５８ページをお願いいたします。議案第９３号令和７年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第３回）について御説明いたします。この度の補正予算は、歳入歳出それぞれ１６４万６，０００円を追加し、それぞれの総額を１３２億３，４２９万４，０００円とするものでございます。６３ページをお願いいたします。歳入から御説明いたします。６款財産収入、１項、１目利子及び配当金、１節積立金収入につきましては、財政調整基金の利率が当初予算の見積利率より決算での利率が上昇することが見込まれ、これにより積立金収入増となるため、５９万３，０００円増額補正するものでございます。７款繰入金、１項、１目一般会計繰入金、４節職員給与費等繰入金につきましては、職員人件費の減額により当該繰入金を３３７万１，０００円減額補正するものでございます。２項、１目財政調整基金繰入金、１節財政調整基金繰入金につきましては、歳出における各種事業において不足が生じたため、４４２万４，０００円を増額補正するものでございます。つづきまして、歳出につきましては６４ページをお願いいたします。１款総務費、１項、１目一般管理費、２節給料から４節共済費につきましては国保給付係の職員７名分の人件費で、人事異動等に伴う職員構成の変動によりそれぞれを３５７万３，０００円減額補正するものでございます。２項、１目徴税総務費、２節給料から４節共済費につま

しては国保賦課係の職員 7 名分の人件費で、人事異動に伴う職員構成の変動により 20 万 2, 000 円増額補正するものでございます。5 款基金積立金、1 項、1 目基金積立金、2 4 節積立金につきましては財政調整基金の利率が当初予算の見積利率より決算での利率が上昇することが見込まれ、これにより積立金収入増となるため、59 万 3, 000 円増額補正するものでございます。6 5 ページをお願いいたします。6 款諸支出金、1 項、1 目一般被保険者保険税還付金につきましては国民健康保険の被保険者が遡って資格を喪失した場合や所得を変更した場合、保険税が過納となるため還付処理を行っておりますが、その予算に不足が生じる見込みであることから、35 万 6, 000 円増額補正するものでございます。5 目保険給付費等交付金返還金につきましては、令和 6 年度の交付額において当初申請額に基づき交付金が支給され、令和 7 年度の実績報告により交付額は超過であったことからその分を返還するため、86 万 1, 000 円増額補正するものでございます。7 目災害臨時特例補助金返還金につきましては、令和 6 年度の補助金において当初申請額により補助金が支給され、令和 7 年度に実績報告により補助額が超過であったことからその分を返還するため、1, 000 円増額補正するものでございます。2 項、1 目一般会計繰入金につきましては令和 6 年度一般会計から出産育児一時金等繰入金を国民健康保険特別会計に繰り入れた額が精査の結果過大であったことから、その分を一般会計に戻入れするため、6, 000 円増額補正するものでございます。

○田中委員長 御質問等ございませんか。

○福田委員 7 目の災害特別特例補助金返還金はどんな内容でしょうか。

○武井国保年金課長 こちらにつきましては、東日本大震災において東京電力、福島原発のほうで原発の被害を受けた方が土浦市のほうへ引っ越してきまして、その分の保険税並びに保険給付費を減額するのですが、その分の減額補助分が実際の算定額よりも実際には少なかったため、多くもらっていたので、その分を返還するものでございます。

○田中委員長 ほかに何かございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 ないようなので、採決をいたします。議案第 93 号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第 93 号令和 7 年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 回)は、原案どおり決しました。つぎに、議案第 9

4号令和7年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）を議題といたします。執行部より説明をお願いいたします。

○武井国保年金課長 議案書69ページをお願いいたします。議案第94号令和7年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）について御説明いたします。この度の補正予算は歳入歳出それぞれ154万5,000円を減額し、それぞれの総額を26億7,558万円とするものでございます。74ページをお願いいたします。歳入から御説明いたします。3款繰入金、1項、1目事務費繰入金、1節事務費繰入金につきましては、職員人件費の減額により当該繰入金を154万5,000円減額補正するものでございます。つづきまして、歳出につきましては75ページをお願いいたします。1款総務費、1項、1目一般管理費、2節給料から4節共済費につきましては後期高齢者医療担当職員5名分の人件費で、人事異動等に伴う職員構成の変動により154万5,000円減額補正するものでございます。

○田中委員長 御質問等ございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 ないようなので、採決をいたします。議案第94号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第94号令和7年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）は、原案どおり決しました。つぎに、議案第95号令和7年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。執行部より説明をお願いいたします。

○中山高齢福祉課長 それでは、議案書の78ページをお願いいたします。議案第95号令和7年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第2回）について御説明いたします。今回の補正予算は歳入歳出予算の総額にそれぞれ839万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ136億530万8,000円とするもので、人事異動による人件費の補正でございます。83ページをお願いいたします。歳入でございます。7款、1項、5目のその他の一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金につきましては人件費に係る財源で、一般会計からの繰入金が減額となるものでございます。つぎに、歳出でございます。84ページをお願いいたします。1款、1項、1目の一般管理費につきましては介護保険事業を担当する職員20名分の人件費で、人事異動の減により2節給与、3節職員手当等、4節共済費をそれぞれ減額するものでございます。3款、2項、1目一般介護予防事業につきましては一般介護予防事業を担当する職員4名分の人件費で、人員の増により2節給与及び3節職員手当を増額、4節共

済費を減額するものでございます。３款、３項、２目在宅医療介護連携推進事業につきましては在宅医療介護連携推進事業を担当する職員２名分の人件費で、人員増により２節給料から４節共済費をそれぞれ増額するものでございます。同じく３目の認知症総合支援事業につきましては認知症総合支援事業を担当する職員１名分の人件費で、人事異動により２節給料と４節共済費を増額、３節職員手当は減額するものでございます。

○田中委員長 御質問等ございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 ないようなので、採決をいたします。議案第９５号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第９５号令和７年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第２回）は原案どおり決しました。つぎに、議案第１００号土浦市社会福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○川村社会福祉課長 資料１０７ページをお願いいたします。議案第１００号土浦市社会福祉センターの指定管理者の指定について御説明をいたします。当センターは平成１８年度から指定管理者制度を導入しまして施設の効率的な管理運営を行ってまいりましたが、現行の指定期間が令和８年３月３１日をもって満了となります。つきましては、施設の継続的かつ円滑な管理運営を図るため、現行の指定管理者である土浦市社会福祉協議会を引き続き指定管理者として指定するものでございます。指定期間については、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までの５年間といたします。

○田中委員長 御質問等ございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 ないようなので、採決をいたしたいと思います。議案第１００号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第１００号土浦市社会福祉センターの指定管理者の指定については、原案どおり決しました。つぎに、議案第１０１号土浦市新治総合福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明をお願いいたします。

○川村社会福祉課長 それでは、１０８ページをお願いいたします。議案第１０１号土浦市新治総合福祉センターの指定管理者の指定について御説明いたします。当センターは平成２３年度から指定管理者制度を導入しまして施設の効率的な管理運営を行ってまいりましたが、現行の指定期間が令和８年３月３１日をもって満了となります。つきましては、施設の継続的かつ円滑な管理運営を図るため、現行の指定管理者である土浦市社会福祉協議会を引き続き指定管理者として指定するものでございます。指定期間は、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までの５年間といたします。

○田中委員長 御質問等ございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 それでは、採決をいたします。議案第１０１号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第１０１号土浦市新治総合福祉センターの指定管理者の指定については、原案どおり決しました。つぎに、第１０２号土浦市障害者自立支援センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より御説明をお願いいたします。

○白田障害福祉課長 それでは、議案書の１０９ページをお願いいたします。議案第１０２号土浦市障害者自立支援センターの指定管理者の指定について御説明いたします。現在、本市障害者自立支援センターは土浦市社会福祉協議会を指定管理者として運営を行っておりますが、本年度をもって指定期間が満了となりますことから、引き続き令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までの５年間、同協議会を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

○田中委員長 御質問等ございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 ないようなので、採決をいたしたいと思います。議案第１０２号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第１０２号土浦市障害者自立支援センターの指定管理者の指定については、原案どおり決しました。つぎに、議案第１０３号土浦市老人福祉センター「湖畔荘」の指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明をお願いいたします。

○中山高齢福祉課長 議案書 110 ページをお願いいたします。議案第 103 号土浦市老人福祉センター「湖畔荘」の指定管理者の指定について御説明いたします。当センターにつきましては令和 3 年度から社会福祉協議会が指定管理者となりまして管理運営を行ってまいりましたが、その指定期間が今年度末をもって満了となります。引き続き社会福祉協議会を指定するものでございまして、指定期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間となります。

○田中委員長 御質問等ございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 ないようなので、採決をしたいと思います。議案第 103 号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第 103 号土浦市老人福祉センター「湖畔荘」の指定管理者の指定については、原案どおり決しました。つぎに、議案第 104 号土浦市老人福祉センター「うらら」の指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より御説明をお願いいたします。

○中山高齢福祉課長 議案書の 111 ページをお願いいたします。議案第 104 号土浦市老人福祉センター「うらら」の指定管理者の指定について御説明いたします。当センターにつきましては令和 3 年度から社会福祉協議会のほうに指定管理を行ってまいりましたが、指定期間が今年度末をもって満了となるものでございます。引き続き社会福祉協議会を指定するということで、指定期間につきましては令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間となります。

○田中委員長 御質問等ございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 ないようなので、採決をしたいと思います。議案第 104 号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第 104 号土浦市老人福祉センター「うらら」の指定管理者の指定については、原案どおり決しました。つぎに、議案第 105 号土浦市ふれあいセンター「ながみね」の指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明をお願いいたします。

○中山高齢福祉課長 それでは、議案書 112 ページをお願いいたします。議案第 105 号土浦市ふれあいセンター「ながみね」の指定管理者の指定について御説明いたします。当センターにつきましては令和 3 年度から株式会社ビートを指定管理者とし

て管理運営を行ってまいりましたが、その指定期間が本年度末をもって満了となるものでございます。引き続き株式会社ビートを指定するもので、指定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間となります。

○田中委員長 御質問等ございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 ないようなので、採決をしたいと思います。議案第105号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第105号土浦市ふれあいセンター「ながみね」の指定管理者の指定については、原案どおり決しました。つぎに、議案第106号土浦市荒川沖東部地区学習等供用施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明をお願いいたします。

○矢内生涯学習課長 議案書の113ページをお願いいたします。議案第106号土浦市荒川沖東部地区学習等供用施設の指定管理者の指定について御説明いたします。当該施設につきましては荒川沖東部地区学習等供用施設運営委員会を指定管理者として運営しておりますが、今年度で指定管理期間が満了することから、令和8年度以降の指定管理者の指定について議決を求めるものでございます。指定管理者は引き続き同運営委員会に、指定管理期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間です。

○田中委員長 御質問等ございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 ないようなので、採決をいたします。議案第106号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第106号土浦市荒川沖東部地区学習等供用施設の指定管理者の指定については、原案どおり決しました。つぎに、議案第107号土浦市荒川沖西部地区学習等供用施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明をお願いいたします。

○矢内生涯学習課長 引き続き議案書114ページをお願いいたします。議案第107号土浦市荒川沖西部地区学習等供用施設の指定管理者の指定について説明いたします。先ほどの東部地区と同様、今年度で指定管理期間が満了となりますことから、指定管理者の指定について議決を求めるものでございます。指定管理者は引き続き荒

川沖西部地区学習等供用施設運営委員会を指定するもので、指定管理期間は３年間で
す。

○田中委員長 御質問等ございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 ないようなので、採決をいたします。議案第１０７号は原案どおり決
することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第１０７号土浦市荒川沖西部地
区学習等供用施設の指定管理者の指定については、原案どおり決しました。つぎに議
案第１１３号債権の放棄についてを議題といたします。執行部より説明をお願いいた
します。

○塚本保育課長 議案書１３２ページをお願いいたします。議案第１１３号児童クラ
ブ育成料に係る債権の放棄について御説明をさせていただきます。１３３ページをお
願いいたします。１の債権の名称は児童クラブ育成料、２の債権者人数は９人、３の
放棄する債権の総額は２３万６，０００円でございます。つづきまして、４の放棄の
理由について御説明いたします。１３４ページをお願いいたします。今回の放棄対象
債権につきましては内訳表のとおり９人分であり、いずれも債権の消滅時効期間が経
過し、今後の徴収が極めて困難であることから、債権を放棄するものでございます。
これらの債務者につきましては、これまで徴収努力を継続してまいりましたが、支払
はなく、債務承認書を送付して最終的な支払意思の確認を行ったものの、連絡及び納
付のいずれも確認できませんでした。以上のことから当該債権の放棄について御承認
をお願いするものでございます。

○田中委員長 御質問等ございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 ないようなので、採決をいたします。議案第１１３号は原案どおり決
することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第１１３号債権の放棄について
は、原案どおり決しました。つぎに、議案第１１５号債権の放棄についてを議題とい
たします。執行部より説明をお願いいたします。

○渡辺学校給食センター所長 議案書１３９ページをお願いします。議案第１１５号
学校給食費に係る債権の放棄について御説明いたします。本議案は、学校給食費に係
る債権を放棄するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございま

す。140ページをお願いします。1の債権の名称は学校給食費です。2の債権者数は30人です。こちらは保護者の数となっております。3の放棄する債権の総額は164万6,701円となります。4放棄の理由につきまして御説明いたします。内訳は141ページからとなっております。債権者番号1から30は当該債権の消滅時効期間の経過により今後の徴収が極めて困難であるため、債権を放棄するものでございます。なお、債権者30人の内訳ですが、居所不明の者が6名、債務承認書の送付により最終の支払意思を確認するも意思の確認がとれない者が24名となっております。

○田中委員長 御質問等ございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 ないようなので、採決をいたします。議案第115号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第115号債権の放棄については、原案どおり決しました。最後に、委員会全体を通して委員長報告書に盛り込みたい意見等はございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 よろしいでしょうか。以上で当委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。暫時休憩といたします。休憩中に分科会を開催いたします。

(午前10時35分休憩)

(午前11時45分再開)

○田中委員長 文教厚生委員会を再開いたします。つづきまして、(4)その他に入ります。福祉バス利用者負担金の見直しについて、執行部より説明をお願いいたします。

○川村社会福祉課長 サイドブックスの文教厚生委員会、令和7年、12月11日開催の資料3をお開き願います。福祉バス利用者負担金の見直しについて、御説明をいたします。福祉団体の行う研修等の事業を支援するため、土浦市社会福祉協議会に委託し、運行している福祉バスにつきましては平成27年度から運行に係る経費の一部を利用者に御負担いただいているところですが、昨今の人件費、燃料費の高騰により運行経費が大幅に増大しておりますことから、負担金の見直しを図るものでございます。具体的な負担金でございますが、2番の箱の中を御覧いただきまして、中央の太枠で囲んだものが新たな負担金となります。これまではバス区分と利用人数による区分の二本立てだったものをバス区分のみという一本化を図りまして、利用者の皆様に

としてはより分かりやすい体系といたします。参考といたしまして、上から２段目の区分の大型を御覧いただきまして、４０名乗車されるケースでは現行の３万２，０００円のところ４万円へ改定するものでございます。この見直しにつきましては、令和８年１０月から施行を予定しております。なお、本件につきましては国土交通省の新たな運賃基準の公示を受けまして、様々な調査検討を行った結果、本日皆様に御報告させていただく運びとなりました。

○田中委員長 これに対して何か御質問等ございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 ないようなので、以上でその他は終了いたします。執行部からそのほかありますか。

○川村社会福祉課長 総務市民委員会所管の人件費の補正予算につきまして、本委員会の皆様に御説明をさせていただきたいと思います。令和７年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定につきましては、先日閣議決定がなされたところでございます。本市におきましては国の給与法改正を待って給与条例の改正を行うこととしておりますことから、現時点では給与条例の改正案を提出しておりませんが、今定例会の会期中に国の法律が改正された場合には、最終日までに本市の給与条例改正案を改めて提出させていただく予定でございますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

○細野こども政策課長 先の事前委員会におきまして御報告いたしました物価高対応子育て応援手当の件でございます。１１月２１日の臨時閣議において経済対策の一環として実施する方針が決定され、現在国会において補正予算案の審議が行われております。国会は１２月１７日に閉会予定でありまして、こちらの成立が前提となりますが、速やかに支給事務に着手できるように準備を進めているところでございます。その上で１２月１８日の市議会最終日に、当該手当に係る補正予算を追加議案として提出する予定でありますので、御理解のほうを賜りますようよろしくお願いいたします。

○田中委員長 これに対しては何か御質問等ございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 この後、執行部は退席となります。委員の皆様から何かありますか。

○鈴木委員 小学校の跡地の件で本来管財課が担当になってくると思うのですが、藤沢小学校と斗利出小学校の遊具、藤沢小学校のプールについて、この前の学校運営協議会を私は欠席してしまったのですが、委員の皆さんから私のほうにちょっとお願いされまして。遊具をトラロープで使えないようにしたのがもう劣化して外れてしまっ

て、子供たちが自由に学校の校庭に入り込んで遊んでる状態で、近隣の住民から危険なのではないかという意見がありました。また、プールのフェンスが破られてしまっているみたいで、プールサイドのほうに子供たちが入っていて、防火用ということでプールの水が藤沢小学校にまだ入っているんですよ。もうかなり水質が悪い状態で防火にもう使えないと思いますし、誤って落ちてしまったら危険なので、水を抜いてしまったらどうだということが学校運営協議会の中で話題に出たそうです。管財課にはこの前個人的に話しましたが、元委員会が管理したものでしょうから、一定の認識を持っていないとまずいので、現地調査をまず管財でも委員会等で誰かついてでも良いので、現状を確認していただいて早急に適切な対処をお願いしたいということです。これは要望ですので、よろしくお願いします。

○田中委員長 ほかにございますか。

○福田委員 今日の議題になりました福祉バスの利用者の負担金の見直しについてなんですけれども、福祉バスをどういう団体が利用しているのかお分かりでしたら、お知らせください。

○川村社会福祉課長 主に有料で使っていただいている団体としましては、高齢者クラブ、いきいきサロンなどの市内の団体の方に研修目的で御利用いただいているのが現状でございます。

○福田委員 これは初めての提案ですけれども、この関係者にまだ説明には入っていないですよ。現状いろいろ大変な事情はよく分かります。分かりますけれども、利用する団体のところで納得がいくような説明を是非してもらいたいと思います。いろいろ長寿命化の関係もあるんですけれども。最初の段階でよく説明をしないと後々いろいろ差し障りが出てくるんですね。全体を進める上で。その辺がちょっと欠けているのではないかなと思いますので、是非十分に関係者が納得するようにお願いしたいと思います。

○川村社会福祉課長 承知しました。10月施行に向けて十分な説明をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○吉田（千）委員 こども子育て応援基金は国の交付金ですが、18日に全協で説明ということなのですが、現時点で表に出すことはありませんが、大枠がちょっと分かっていたら、どのようなものなのかお話をいただけたらと存じます。

○細野こども政策課長 11月21日の閣議決定後、国のほうから制度の枠組みが示されておりまして、まず支給の対象となる方については0歳から高校3年生、18歳までの子供で、令和7年9月30日時点で児童手当を受給している方と10月1日以降に生まれた方で、こちらは令和8年の3月31日に生まれた方になります。支給対

象者の数としましては9月分の児童手当の受給者が1万6,562名おりまして、そのほかに今後生まれる方、児童手当を受給する見込みの方を合わせまして1万9,100人と見込んでおります。1人2万円の手当になりますので、補正予算の規模としましては給付額が3億8,200万円、また、事務経費としまして郵送料、振込手数料、電算委託料などを含めまして約700万から800万ぐらいの金額を見込んでおります。こちらの財源につきましては、全て国庫負担になっております。また、申請につきましては、9月の児童手当を受給している方については申請のいらぬプッシュ型の支給ということになります。10月1日以降の申請者については、申請書の提出が必要となります。

○吉田（千）委員 是非スムーズに支給がされますように、担当部局は大変かと思いますが、よろしく願いしたいと存じます。

○細野こども政策課長 早期の支給に向けて鋭意努力していきたいと思っております。よろしくお願いします。

○平岡委員 一つ私の意見ということで申し上げたいと思うんですけれども、11月25日の事前の説明会の時に保育課からチャレンジクラブ事業の廃止についてということで御説明がありました。意外とさらっと流されてしまって、私は意見を言うチャンスを逃してしまったので、ここで改めてちょっと意見を言わせていただきたいと思います。このチャレンジクラブが補助金減額、若しくは廃止の対象になっていたの、その時また鈴木委員がこれに代わるような新たな取組を目指しても良いのではないかということをおっしゃったと思うんですけれども。まず一つは、チャレンジクラブに関わるものはあるのかな。放課後子ども教室というのが実は代わりにありますよということがこの文章にも明記されているのですが、私はもうまったくこのチャレンジクラブと放課後子ども教室というのは違うものだと思って見ております。というのは、放課後子ども教室は名前のとおり放課後の安全確保と健全育成と目的のところに書いてありますけれども、チャレンジクラブというのは地域の皆さんとの交流が主なんですよ。市民委員会の皆さんが担当してくださってますので、やっぱりちょっと違うなというふうに思っております。それから、活動の中身もやっぱり違うんですよ。特にこのチャレンジクラブの場合は、どちらかというアカデミックと言ったら良いかなと思うんですけれども、本当に普段では行けないような所の施設の見学をしたり、市民委員会の方と交流していろいろな物を作ったり、最終的には公民館まつりの中で奉仕活動をしたりということをやっておりますので、放課後こども教室とはちょっと違う。その最大の理由は人数が少ないということなんでしょうけれども、この子供たちは中学生まで混じりますから、幅広い交友関係ができるというメリットがあります。

なぜこれをやめてしまうのかな。一定の役割を終えたと書かれていますけれども、このチャレンジクラブが始まって数年たちますから、20年間継続観察して育ててきたのであれば一定の成果があったと言えると思うんですけれども、毎回参加する子供たちが違うのにどこでもって一定の成果があったと言えるのかというのが私はとても疑問に思いました。なので、できれば私はチャレンジクラブを継続していただきたいと思いますし、この継続が無理なのであれば、またこのようなかたちで地元の市民の皆様と触れ合うような交流の機会をつくっていただけるよう、子どもを育てるのは地域ですから、そこを見た時にそういうような活動ができるような支援をしていただきたいなと思います。

○塚本保育課長 御意見ありがとうございます。委員おっしゃるとおり、これまでチャレンジクラブを長年継続してまいりまして、小中学校に完全週休2日制というのが導入された契機に児童健全育成を地域ぐるみで行ってきたわけですが、今回一定の役割ということでお話しさせていただいてはおりますけれども、確かに内容的には地域交流、世代間交流というのは子供教室の中でも、かるた教室であったりとか、そういう行事としてはかぶっているところもありまして、今回事業の整理をさせていただいたところではあるのですが、今回御説明させていただく中で世代交流やそういった機会はそのまま継続していきたいというような声も上がっておりまして、他部署のことですので私のほうから内容等について意見できるところではないんですけども、市民活動課の中でこういった公民館からの機運があれば、講座等においてそういった交流をしたいということが現時点で実際に声が上がっておりますので、今後期待してまいりたいと思っております。

○平岡委員 本当に今子供たちは親と子だけの生活、学校、地域でのつながりというのは本当に弱くなってきてるんですよ。私たちの子供の頃は、隣近所のおじさん、おばさんに育ててもらったという経験がたくさんあると思うんですけれども、今の子供たちはもっと極端なことを言えば、毎朝登校班の付添いをやるんですけれども、子供たちが全く挨拶をしないんですよ。私は大きな声でおはようございますと声を掛けるんですけれども、見ず知らずの大人としゃべることは子供たちにとってはある意味恐怖なんですよ。ですから、それを少しでも和らげていきたいなと思って擦れ違う子供たちには声を掛けるんですけれども、その地域の大人とどうやって触れ合ってどうやって大人になっていくかということを子供たちに学んでいってほしいなと思いますので、是非そういうかたちで御支援していただけるのであれば、バックアップしていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○郡司指導課長 ただ今委員のお話のとおり挨拶、また地域との関わりというところはとても子供たちの成長にとっては大切だと私たちも認識しております。先ほど鈴木委員からありましたが、学校でもコミュニティースクール等の取組も進めておるところでございます。また、学校においても校外の方、また地域の方との交流ということでいろいろ取組はしているところでもありますので、そこも含めまして子供と地域の方々が交流し、ともに成長できるようなかたちでの取組を今後とも推進していきたいと思えます。

○鈴木委員 議員間討議のようになってしまって、平岡先生には誠に申し訳ないのですが、私はチャレンジクラブはなくても良いと思えます。これも一定の役割を終えて次に進化するかたちになると。放課後子供教室は地域との交流をうたうのであれば、所管課から委託業者に言って、特定の日に例えば公民館の青少年育成部の方たちと連携をとってやるように指導すれば、先ほど平岡先生が言った部分はクリアできるのかなと。地域の交流は。チャレンジクラブを見ていて、一番なくしたほうが良いと思ったのは、バス旅行がメインになってしまっているのですよ。バス旅行だと人が集まる。ところが、先ほど先生おっしゃったアカデミックな場面は参加率が低いんですよ。しかも、以前はチャレンジクラブはものすごい選抜したんですよ。定員よりも倍ぐらい集まって選抜をしていました。でも、今は逆に公民館の担当の元校長先生、教頭先生たちが学校を訪問して、参加していただける子はいませんかというような、苦勞しながら集め集めやっている。一方で放課後子供教室はどんどん膨れ上がって、ほぼ全員参加するんじゃないかっていうような勢いで、年々子供たちの参加者が多くなっている。学年分けをしたりしながら一回の人数を絞って、なるべく多くの子供たちが参加できるように運営しているというのが実情です。そこに補助員として市民委員会、別に青壮年育成部に限らず子供たちの交流を望む人がいれば、そういう人たちにお手伝いをしてもらおうと地域との一体性というのはなお出てくるし、土曜日に限らず子供教室のほうは週に2回やっていますので、そこでの交流を図ったほうが幅が広がってくると思うので、ちょっともうチャレンジクラブは私自身は一定の役割を終わったのかなと。ただ、私全部の学校を知ってるわけではないので、新治とその近くの北の学校の状況しか分からないので何とも言えないんですけれども、私が知っている限りでは役割を終えて、子供教室を一体化したほうが良い拡大のかたちでいけると。何もバス旅行はしなくても、全然普段の交流で子供たちがものすごく楽しんでやっていますので、その方向で良いと思えます。議員間討議になってしまって申し訳ありません。

○矢口副委員長 私も議員間討議に乗らせていただいて。私も役割を終えたのかなというふうに捉えていました。四中地区公民館のチャレンジクラブに参加した時に、内容がとても良いことをやっているんです。それに対して参加者が少ないという現実はずっと冷静に捉えないといけないなと思いました。前回の事前の時に、生涯学習課のほうに公民館の今後のことを質問させてもらいましたけれども、地区のコミュニティーの中心としていろいろなことをこれからも企画して行ってほしいですし、その中で子供たちをどういうふうに地域の公民館に取り込んでいくかということを考えていってもらえれば良いのかなと思います。

○田中委員長 ほかに何かございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 執行部の方は退席していただいて、結構です。お疲れ様でした。

（執行部退席）

○田中委員長 つづきまして、協議事項（２）請願・陳情によらない意見書の提出についてに入ります。内々で付託されており、公明党土浦市議団から提出依頼がございました医療機関の経営強化を踏まえた診療報酬改定等を求める意見書を議題といたします。サイドブックスは資料１をお開きください。事務局より朗読をお願いいたします。

○高橋議会事務局書記 それでは、朗読させていただきます。資料２枚にわたっておりまして、１枚目のほうをお開きください。医療機関の経営強化を踏まえた診療報酬改定等を求める意見書提出について。趣旨。近年、エネルギー価格や物価の高騰や人件費の上昇が続く中で、大規模病院から中小病院、診療所に至るまで、あらゆる医療機関が厳しい経営状況に置かれています。特に地域の中核を担う医療機関の経営悪化は地域医療提供体制全体の崩壊を招き、土浦市民の健康と命に直結する重大な問題であり、国は責任を持って医療機関全体の経営基盤を支える診療報酬制度及び財政支援策を整備すべきであると考えます。そこで、国に対し医療機関の経営強化を踏まえた診療報酬改定及び財政支援策の拡充を強く要望します。以上の理由から、医療機関の経営強化を踏まえた診療報酬改定等を求める意見書を土浦市議会として地方自治法第９９条の規定に基づき国に提出するようお願いいたします。

○田中委員長 本意見書の提出について、公明党土浦市議団の吉田委員より説明をお願いいたします。

○吉田（千）委員 今回出させていただきます医療機関の経営強化を踏まえた診療報酬改定等を求める意見書ということでございますが、皆様御存じのように小中それから大きい病院、そういったところが多くが赤字経営を余儀なくされている現状でござ

います。先日も霞ヶ浦医療センター様のお話を伺いましたし、協同病院の経営状況なども耳にするところでございます。私たちの本当に命を守る市民的な病院が大変厳しい経営難に遭っているという状況がございまして、それを持続可能性を確保していくためには、この診療報酬制度が医療機関の経済環境を的確に反映するものでございまして、そういった意味で安定的な経営基盤を支えるということが不可欠になっておりますので、そういった意味で診療報酬改定に当たっては、今回5点にわたってしっかりと持続可能なものにしていただけるように、施策を講じるように要望するものでございます。どうぞ、委員の皆様には忌たんのない御意見とともに意見書の採択に当たりましては、皆様のしっかりと声が反映できるかたちで御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○田中委員長 それでは、各委員の皆様の御意見等を伺ってまいりたいと思います。

○矢口副委員長 過日、毎年行われております土浦医師会の役員の先生方の意見交換会で幾つか要望出された中で一番重要といたしますか、重いのが診療報酬の件だったと思います。また、先日、霞ヶ浦医療センターの院長先生のお話も伺って、私たち文教厚生委員会としてどういうことができるかと考えたところ、今回公明党さんからこのようなかたちで意見書の案を出していただいたということで、私はとても良いことだなというふうに捉えております。ただ、一つだけちょっと不安というか確認したいのが、先日の新聞を見たところ、国のほうでもう大体この改定がほぼ決まったような報道があったので、今から出して大丈夫なのかな、遅過ぎないかなということだけ心配なので、その点どういうふうに捉えたら良いのか。吉田委員、よろしいでしょうか。

○吉田（千）委員 御質問ありがとうございます。国のほうで今回、物価高騰の支援の観点から賃上げに向けた医療機関への支援ということで報道がなされ、国のほうで決定をしたという方向性は私も評価をするものでございます。しかしながら、やはりこの診療報酬本体の持続的な引上げ、そういったことをしっかり後押しをしたいと。もう少し私どもの今置かれている現状、今回の国の補正予算の中ではまだまだ足りないというそういうことがございますので、決して遅いものではないというふうに私自身は思っておりますので、是非ともこれを土浦市として意見書を出させていただけたらというふうに思うところでございます。よろしく願い申し上げます。

○田中委員長 ほかに何か御意見ありますか。

○勝田委員 考え方はよく分かります。また、国のほうでもおおむねこういったことに沿ったような方向性で今動いていると。いわゆる財源の問題が非常に大事なので、それは理解をいたしました。これは今回スポット的にやるのではなくて、今後制度的に続くようにしていけたらどうかということですのでよろしいのですよね。

○吉田（千）委員 そのとおりでございます。制度そのものがしっかりと持続可能なものになるということが一番根本になっておりますので、その点ありがとうございます。そのとおりでございます。

○福田委員 とても大事な意見書だと思います。是非この内容で進めていっていただきたいと思います。

○田中委員長 ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 意見も出尽くしたようですので、文教厚生委員会としての賛否を確認したいと思います。この意見書を提出することについて、賛成とする方は挙手お願いいたします。

（7名全員挙手）

○田中委員長 全員賛成です。提出する意見書案文の字句その他の整理を要するものに関しては委員長一任でよろしいでしょうか。

（「委員長にお任せいたします」という声あり）

○田中委員長 ありがとうございます。つぎに、日本共産党土浦市議団から提出依頼がございました介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める意見書を議題といたします。サイドブックは資料2をお開きください。事務局より朗読をお願いいたします。

○高橋議会事務局書記 朗読させていただきます。こちら資料2ページにわたっておりまして、1枚目のほうを朗読させていただきます。介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める意見書の提出について。趣旨。介護保険制度開始から25年が経過しています。利用料や施設の居住費、食費の負担が重く、必要な介護サービスを受けられない人が増えています。総務省の調査によれば、2022年の1年間で介護、看護を理由に離職した人は約10万6,000人に上り、毎年ほぼ10万人前後が介護離職している状況です。介護事業所は低く据え置かれた介護報酬の下で深刻な経営難に直面し、2024年の倒産、休廃業は784件と過去最多となっています。特に、訪問介護は基本報酬引下げの影響で事業所がゼロになった自治体が増加しています。介護現場の人手不足も深刻です。政府は、2026年度に介護職員が25万人不足すると見込んでいます。肝心の処遇改善は遅々と進んでいません。2024年度的全産業平均との賃金格差は、前年度月額約6万9,000円から8万3,000円へ広がっています。こうした中、利用者2割負担の拡大やケアプランの有料化、要介護1・2の生活援助の保険給付外しなど更なる負担増、サービス縮小が検討されようとしています。全ての人が安心して介護を受け、介護従事者も尊重される制度の実現には、

国の財政支援の強化による制度の抜本改革、介護職員の大幅な賃金の引上げがどうしても必要です。介護保険制度の改善、憲法25条に基づいたケアが大切にされる社会の実現に向けて、土浦市議会として地方自治法第99条の規定に基づき国に意見書を提出するよう取り計らいをお願いします。

○田中委員長 本意見書の提出について、日本共産党土浦市議団の福田委員より説明をお願いいたします。

○福田委員 よろしく申し上げます。今国会でもこの話がされております。現実には訪問介護事業者が年間で100件に迫る早いペースで事業所が倒産しているんですね。これは本当に良くない状況なんですけれども、2024年の介護報酬改定によって訪問介護の基本報酬が引下げられました。この改定が介護事業者の営業に直接的な影響を及ぼすということで、いわゆる多くの事業者そのものが不安を抱えているんです。2022年に発表されました令和5年度介護労働実態調査があるんですけれども、従業員の過不足状況について、「大いに不足」、「不足」、「やや不足」と回答した職員の皆さんが全体の83.7%と介護サービス全体よりも17.2%不足感を感じていると。最後にしますけれども、全国で訪問介護がゼロというのが町と村で115か所あるんですね。残念ながら。そういう点で高齢者の在宅介護を支える介護事業者が一つもない自治体も残念ながら全国で先ほどお話ししましたが、115町村あるわけです。茨城県は何とか関係者の事業所が支えているんですけれども、是非国のほうに要望していただいて、この内容で是非お力添えをお願いしたいと思います。

○田中委員長 それでは、各委員の皆様の御意見を伺ってまいりたいと思います。

○矢口副委員長 福田委員にちょっと質問をさせてください。趣旨を読むと、利用者側からの視点がまず上の2行に書かれていて、それ以降が今度は施設側の意見というか立場のところなんですけど。まず、利用者側の上の2行のところ、私の理解だと介護保険は基本的に1割負担で所得の大きい人は2割とか3割ありますけれども、その1割の負担も払えない方というのは結果的に生活保護の方々は生活保護でケアされているということで、そこからこぼれ落ちる人たちというのはどういう方でしょうか。1割の利用料が払えない。非常に所得の低い方々は基本的に生活保護で賄われているので、この書き方だと居住費、食費の負担が重くて、要はお金が払えなくて介護サービスを受けられない人が増えてるという文面がちょっといま一つ理解できないのですが、そのところはいかがですか。

○福田委員 いずれにしても現状でこういう表現で伝えてあるわけなんですけれども、その辺は御理解いただきたいと思うんですけれども。

○矢口副委員長 国にこの文面を土浦市議会として出す以上、このままだと私は正直ここの部分は賛同できないんです。今の介護保険の利用の部分で1割負担も払えない人は何度も言いますけど、生活保護でおそらく賄えているんだと思うんですね。まず、そこがちょっと違和感があるのと、後半の事業所側の部分は私も事業所、特にそこで働く介護職員の処遇はもっともっと良くしていかないと続いていかないし、私たちもいずれお世話になる立場で考えると、ここは本当にがんばってほしいなと思う一方で、これは非常にお金が掛かる部分です。先ほどの審議の中で鈴木委員が財源構成のお話をされていて、財源構成を見ると、1号被保険者65歳以上の方は全体の20%を賄っていて、2号保険者40歳以上65歳未満の方が30%の保険料を支払っている。要は全体で半分が保険料で賄われているわけですが、ここをしっかりとやっていこうと思って、結果的に若い人たち、40から65歳以上の方々の保険料を結局上げていかないと続いていかないとします。人口構成がどんどん高齢化していくので。ですから、ここら辺も整理しないと単純に国で全部やってくださいというのはちょっと難しいのではないかなというのが私の意見です。そのところは福田委員はどういうふうにお考えですか。

○福田委員 説明が不十分なところがあると思うんですけれども、地方自治体、それから県には一定の限度があるわけです。大事なのは国が教育予算、医療福祉をかなり今回医療費も含めて今いろいろ審議されていますけれども、削る予定になっているんですよね。そういう点からいうと、それは確かに幾つかの部分的には不十分な表現あるかもしれませんが、やはり国のほうでこの辺を今の現状も含めて是非お願いをしたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○吉田(千)委員 今回提出していただいているのは国に対して多くやっていただきたいという、費用がとてもし生ずる、財源が多く生ずるものであるんだというふうにこの提出に当たってのものを読ませていただくと思うわけでございます。矢口委員からもございましたけれども、介護保険制度は要するに現役世代の方に保険料の半分を支払っていただいているという、40歳以上の方の保険料で賄っていただいているという状況にございますので、そうしますと、必ずそこに負担がかさむというものでございます。現役世代の保険料の増大が急速に進んでいるという状態であって、本当に内容としては理解をするところではあるんですけれども、本当に追加負担に若者がもう耐えられない、あるいは自治体も大変そういうところに苦慮せざるを得ないという、出したほうが良いけれど、自分のところに帰ってくるという状況になるのかなということちょっと危惧をするところでございます。要するに持続可能な制度というものにしていかなければならない状況をもう少しその辺はどのように、今回提出に当たっ

て持続可能なものにするためのところについてはどのようにちょっと考えて御提出なさったのかお伺いできれば有り難いというふうに思います。

○**福田委員** 現役世代、それから今実際受けている人も含めて今の医療費の負担というのは若い人たちと、それから実際私たちは介護保険をこれから利用する人も含めて一人一人が支えてるというかたちで、一番大事なのは国、もちろん各市町村や県も出していますけれども、国のほうがお金を今削っているんですよ。物すごい勢いで。だから、各地方自治体も大変な状態があるわけですよ。だから、そういった視点で書いた文書であって、吉田委員からお話があった若者の負担、それから現役世代、その辺りの表現は不十分かもしれませんけれども。今一番考えなければならないのは、要するに国の負担が今どんどん削られてきているんですよ。余談になりますけれど。給食費も最初は全額出そうと言っていたのが、途中から給食費半額負担というかたちで、結論はまだ出ていないですが、議論を始めています。そういう点からいうと、私は確かに矢口委員、吉田委員がお話してるように、文章の表現上は非常にそういう点で不十分さがありますけど、国が本当に出していただかないと、介護施設そのものの運営がもう崩壊しちゃうんです。本当に。そういう点から言いますと、具体的にどの辺をどうするかも含めて御意見をいただきたいと思います。

○**鈴木委員** 福田委員から御意見をいただきたいということがあったので、言わせていただくんですけども、三つの視点があると思います。国、利用者、事業者を一色単に一つの意見書にまとめてしまったから、非常に理解しづらい意見書になってしまったのではないかなと。だから、国に対しては全体的な予算の確保を要望するというような意見書であれば、余り細かく書かないで。それはどこの地方自治体でも共通の話だと思うので、賛同しやすいと。もう一方で、保険制度の抜本改善ということで、まず利用者のほうから見ればサービス料は上げてほしくないというような利用者側の考え方。逆に、事業者はサービス料を上げなければやっていけないほど、潰れてしまうほど厳しいわけです。特に人件費の高騰、人員の確保も難しくなってきたり閉じてしまう事業者もいます。それぞれ一つの意見書にしないで、別々に時期を考えながら出していくのであれば、もうちょっと矛盾のない意見書にまとまると思います。この現状このままでは個人で出すなら良いのですが、あくまでも土浦市議会が国に提出する意見書なので。その辺を整理していただいて、次の機会にでもまた原案を作っただけければ検討することはできると思うのですが、現状この状態では三つぐらいの視点に分けてもらったほうが分かりやすいと思います。気持ちは伝わってきます。十分伝わってくるんですけども、まず利用者の立場でいくのか、それとも全体でまず国に全体的な予算を確保する方向で話をするのかと。あとは働く人たちの賃金の保障、

そういうところで別々に時期をずらして出されたほうが私たちも賛同しやすいかなということで、これは私の意見なんで参考にいただければ幸いです。今回これではちょっと採択は難しいと思います。

○吉田（千）委員 鈴木委員にまとめていただきました。私もそういう視点に立ちまして処遇改善の必要性というのは、これは本当に私どももしていく方向というのは大事だなというふうに思っているのですが、一方では賃金を上げるだけではなくて、ICTやロボットの導入、あるいは様々な複合的課題というものが裏付けとなって介護人材を確保していくべき状況にあるのかなというふうにも思いますので、ただ今そういったことも含めまして、利用者側あるいは施設側、国というそういう状況の中で、何をどのように求めていくのかということがとても大事になりますので、ちょっと今回のこの意見書というかたちでは、土浦市議会として国に出すというのは私も不採択という状況にせざるを得ないという考えにありますので、申し述べさせていただきます。

○田中委員長 ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 それでは、意見も出尽くしたようですので、文教厚生委員会としての賛否を確認したいと思います。

○平岡委員 申し訳ございません。私はこの件につきましては、棄権いたします。

○田中委員長 それでは、平岡委員は退室をお願いします。

（平岡委員退室）

○田中委員長 賛否を確認いたします。この意見書を提出することについて、賛成とする方は挙手をお願いいたします。

（1名挙手（福田委員））

○田中委員長 つぎに、反対される方は挙手をお願いいたします。

（5名挙手（矢口副委員長、吉田（千）委員、鈴木委員、勝田委員、根本委員）

○田中委員長 反対多数でございます。よって、本件につきましては、委員会提出議案としては提出しないものと決しました。平岡委員は入室してください。

（平岡委員入室）

○田中委員長 つぎに、協議事項（3）各種委員会委員等の選出についてになります。選出する委員は、TX土浦延伸調査特別委員会委員2名の選出となります。いかがいたしましょうか。

○勝田委員 私もTXのほうを推進する立場なので、少し意見を言わせていただきたいと思います。今回は全体が7名構成で、担当する産業建設は3名、総務と文教厚生

が2名ずつということをお願いをしているところでございます。TXのこれからの調査検討の趣旨からいいますと、これまでの実績等も非常に大事なところでございますので、鈴木委員と吉田委員に出ていただけたらいかがかなというふうに思います。

○田中委員長 ほかに意見はございますか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 委員の皆様、鈴木委員、吉田委員の2名でよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○田中委員長 それでは、TX土浦延伸調査特別委員会委員には鈴木委員、吉田委員をお願いいたします。以上で文教厚生委員会を閉会いたします。